

平成 30 年 11 月 15 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案」に係る意見

株式会社ストラテジックキャピタル  
代表取締役 丸木強



株式会社ストラテジックキャピタル（以降、弊社）は、金融商品取引法に基づき登録している投資運用業者です。貴庁が公表された標記改正案に関して、以下の通り弊社の意見を申し述べます。

#### 1. 第二号様式（57） 役員の報酬等 b について

<意見>

報酬等の種類別の総額および員数を開示する区分として、「社外役員」としてまとめた区分ではなく、「社外取締役」および「社外監査役」をそれぞれ別の区分とした開示をするよう定めていただきたいと存じます。

<理由>

社外取締役には、取締役として株主利益の最大化を追求する義務があります。この考え方に基づき、先般、経済産業省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会において改訂されたコーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）では、インセンティブ報酬を社外取締役に付与する選択肢が示されています。弊社も、社外取締役にインセンティブ報酬を付与することは肯定的に考えております。

したがって、社外取締役に対する業績連動報酬の付与状況を把握した上で建設的な対話を行うために、社外取締役の報酬と社外監査役の報酬を区分して開示していただきたいと考えます。

なお、ピジョン株式会社や花王株式会社は社外取締役および社外監査役の報酬をそれぞれ自主的に区分して開示しています。

#### 2. 第二号様式（58） 株式の保有状況 a について

<意見> 「提出会社」が保有している保有目的が純投資目的以外である投資株式（以下「政策保有株式」といいます。）だけでなく、「提出会社の子会社」が保有している政策保有株式を子会社ごとに区分して開示するよう定めていただきたいと存じます。

<理由>

提出会社の子会社が、多額の政策保有株式を保有しているケースがあります。親会社（ここでいう提出会社）の取締役としての子会社監督職務が対話のテーマとなる場合があることから、「提出会社の子会社」を開示対象に含めることで、より「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」の実効性が高まると考えます。



### 3. 第二号様式(58) 株式の保有状況 d (d) について

#### <意見>

「保有目的」は、保有とそれに伴う便益等の因果関係をわかりやすく記載すべきである旨定めていた  
だきたいと存じます。

#### <理由>

現状では、殆どの提出会社が、「保有目的」として「取引関係の円滑化、維持・拡大」等を記載してい  
ます。しかし、取引先の株式を保有していることと取引との因果関係は全く判りません。

例えば、「常に取引先企業の取締役会が提案する株主総会議案に賛成する安定株主として当該取引先企  
業の取締役の保身に協力することにより、当該取引先企業との取引を円滑化、維持・拡大するため」と記  
載すべきではないでしょうか。

以上